

低所得世帯に対する 水道・下水道使用料金軽減申請の お知らせ

適用要件

- ①水道・下水道使用料金に滞納がない。
 - ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
 - ③1ヶ月の水道使用量がおおむね基本水量(8m³)以下である。
 - ④当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
 - ⑤水道・下水道使用料金の支払が極めて困難である。
 - ⑥世帯の収入額が限度額以内である。
- ※世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます。

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 84万円
- ・65歳夫婦世帯 " 125万円

【注意】収入には、税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍の額を超える預貯金、仕送り等も収入に含めて計算されます。適用例以外については、お問い合わせください。

更に

上記①～⑥の要件を全て満たし、次のいずれかに該当する場合に軽減対象とします。

- ・満65歳以上の高齢者世帯および母子世帯
- ・世帯主が重度身体・心身・精神障害者である世帯

低所得世帯に対し、平成25年7月分(8月納付)の使用料金から基本料金の2分の1の額について、適用要件に該当する世帯で町長に申請があったものを軽減対象とします。

【申請受付開始時期】

7月10日(水)から

【申請方法】

印鑑・年金支払通知書・預貯金通帳・給与証明書等・障がい者手帳等をご持参のうえ、次の窓口まで申請してください。

【決定方法】

申請書受理後、内容を審査のうえ承認・不承認通知書により、本人に通知します。

【軽減開始時期】

軽減を決定した日の属する月の翌月納付分から対象となります。

【申請窓口】

環境水道課業務係、熊石総合支所地域振興課上下水道係、落部支所

【問い合わせ先】

環境水道課業務係
(内線278・279)



ちょっと

知ってね！総合病院

私たちの知識が、お役にたてれば嬉しいです

私たちの知識を直接お届けします！

『少しでも町民の皆様の健康維持に貢献できればとの思いから、身近な話題をメニューに選び出張説明会を始めることにしました。』

各町内会、団体、サークル、グループの場に私たち医療技術職が出向いてお話しします。ぜひお気軽にお申し込み下さい。なお、日時については調整の必要がありますので、ご了承下さい。

メニュー①「骨元気で寝たきり予防」

○骨粗しょう症、その予防・治療方法についての話をします。

メニュー②「糖尿病・敵を知って予防しよう」

○糖尿病にならないための知識・食事・運動についての話をします。

メニュー③「糖尿病・治療法を知って上手に付き合おう」

○糖尿病と上手に付き合うための話をします。

メニュー④「心筋梗塞…メタボ体質だけじゃない」

○心筋梗塞、その予防・治療方法についての話をします。

◆お問い合わせ・申し込み先
八雲総合病院 電話 0137-63-2185
☆お詫び 広報やくも5月号で掲載の「ジェネリック薬品使用」に関する記事において誤解を招く表現があった事をお詫びします。